

様式第三十七（第13条関係）

変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
令和5年5月19日
2. 変更後の認定新事業活動実施者名
BEAM MOBILITY JAPAN株式会社
3. 変更後の認定新事業活動計画の目標
ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。
 - 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討
 - 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の推進
 - 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立
4. 変更後の認定新事業活動計画の内容
 - (1) 新事業活動に係る事業の内容
下記(2)に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立、エリア内の回遊性の向上のデータ収集を行う。
 - (2) 新事業活動を行う場所の住所
新潟県新潟市中央区、新潟県南魚沼市、京都府京都市、大阪府大阪市、沖縄県那覇市
 - (3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。
 - 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
 - 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
 - 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。(一定の基準の内容)
 - ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
 - (ア) 長さ 140センチメートル
 - (イ) 幅 80センチメートル
 - (ウ) 高さ 140センチメートル
 - イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

- (ア) 原動機として、電動機を用いること。
- (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- (ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期
令和4年7月～令和5年6月

京都府京都市の一部

・ 青枠：実証エリア

・ 赤線：特例対象外区間

国道1号線 京都・大津市境～伏見区・久御山町境

国道9号線 京都市下京区堀川通五条～西京区大枝中塚原町（国道沓掛口交差点）

京都広河原美山線 中京区池元町（府道37号交差点）～下京区泉水町（国道1号交差点）

油小路通 第二京阪道路城南宮北出入口～新城南宮道

・ 緑色：普通自転車専用通行帯

1. 洛北第二経14号線、洛北第二緯9号線～上高野幡枝線

2. 東一条通：鞠小路通～川端通

3. 新町通：下長者町通～下立壳通

4. 押小路通：猪熊通～美福通

5. 仁和寺街道：西大路通～佐井通

6. 新町通：七条通～塩小路通

7. 西洞院通：東寺道～十条通

8. 中山稻荷線 師団街道～国道24号

9. 府道大津宇治線：醍醐京道町～醍醐合場川

10. 毛利橋通：油小路通～国道1号府道

